

第 128 回 OECD 造船部会の結果概要

(1) 国際規律の策定

前回第 127 回 OECD 造船部会及び本年 4 月の中間会合において、欧州が、新たな国際規律の基本要素及び厳格さのレベル（共通目標）を高く設定すること、とりわけ、船価規律の導入に各国が同意することが交渉開始の前提であると強く要求したことから、今次会合では、造船部会参加国が共通して目指すべき国際規律の目標をどのように設定すべきかの議論が行われました。

今次会合において、欧州委員会は改めて上記を主張するとともに、2005 年の協定交渉時の欧州委員会の提案の基本要素である、船価規律、補助金規律、紛争解決のための救済・対抗措置等を国際規律の共通目標の議論の土台とすることに各国が公式に合意することを求めました。

日本は、造船部会参加国が、規律が目指すべき目標イメージを共有することの重要性は理解できるとした上で、その手法としては、目標のレベルに関する各国の理解を深める観点から、共通目標の主要部分についてテキストベースで議論することが望ましい旨主張しました。

他方、韓国は、船価規律の導入については、中国の参加を前提として議論することは可能との回答にとどまり、また、船価規律は中国の参加を遠ざけるとの主張を行いました。

韓国の歩み寄りの姿勢が見られない中、日本から、韓国の「議論することは可能」とだけの姿勢は不十分であり、新たな国際規律が有すべき機能等について目標の共有が重要であること、また、その点において、欧州委員会の提案に含まれる主要要素の重要性は理解し得るものであり、それらを議論の土台とすることは受け入れ可能と表明しました。これに続き、デンマーク、独等は速やかに共通目標についての各国の明確な意思を問うべきと主張し、またトルコ、ノルウェーも、慎重な検討が必要としつつも基本的に同意可能である旨表明しました。

これを受け、今後、欧州提案に含まれる基本要素について、規律策定の議論の土台として各国が受け入れ可能かどうか正式に意思表明を求めることとし、これを通じて新たな国際規律の共通目標のレベルについて具体化を進めることとなりました。

(2) 韓国による公的支援問題

韓国が本年 3 月及び 4 月に発表した現代重工業による大宇造船海洋の買収及び中小造船所向け支援策について、日本より、造船市場の歪曲への懸念を表明しつつ、具体的な支援内容について問いただしたところ、韓国は、当該買収は現代重工業及び韓国産業銀行の商業的判断によるものであり、政府は十分な情報を有さず、また当該判断を促したとされる大宇造船海洋の再生支援は政府による支援ではないとの回答を行いました。

これに対し、日本は、公的支援無しでの買収が成立し得たか疑念を呈し、当該買収による市場への悪影響、市場歪曲への懸念を再度指摘しました。また、欧州委員会は、これまでの韓国の自国海運企業及び造船企業への数多くの支援について、OECD のルールに基づく報告が適切になされていないことを指摘し、市場歪曲への重大な懸念を表明しました。